

榿行審第129号

令和3年7月9日

榿原市教育委員会 殿

榿原市行政不服審査会

榿原市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年榿原市条例第29号）第2条による改正前の榿原市個人情報保護条例（平成11年榿原市条例第17号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年5月13日付け個人情報開示等決定不服申立事案諮問書（榿教学第1102号）による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

#### 記

平成27年12月21日付けで榿原市教育委員会教育長が行った不開示決定処分及び部分開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

件名：平成27年12月21日付けで橿原市教育委員会教育長が行った不開示決定処分及び部分開示決定処分に関する件

## 答申

### 第1 審査会の結論

対象文書5番「事件直後の生徒への聞き取り内容及び生徒が書いた文書」（以下「対象文書5番」という。）、対象文書8番「学級担任生徒指導記録（本学級）」（以下「対象文書8番」という。）、対象文書18番「生徒指導記録ノート」（以下「対象文書18番」という。）、対象文書50番「生徒指導主事ノート」（以下「対象文書50番」という。）、対象文書51番「担任教諭の本学級時生徒指導ノート」（以下「対象文書51番」という。）、対象文書57番「本生徒の自死直後の生徒アンケート」（以下「対象文書57番」という。）について、不開示とした決定のうち、別表に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

対象文書6番「教職員アンケート（旧調査委員会実施分）」（以下「対象文書6番」という。）について、その一部を不開示とした決定のうち、別表に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

なお、当審査会では、当初異議申立ての対象となったすべての文書において、その不開示情報該当性について調査審議を行ったが、このうち、対象文書5番、対象文書6番、対象文書8番、対象文書18番、対象文書50番、対象文書51番及び対象文書57番を除く文書については、令和3年5月19日付けで異議申立人代理人（令和3年4月30日付けで、本件異議申立手続に関する一切の件に係る委任状の提出があった。）より提出のあった保有個人情報開示請求の一部取り下げ書において異議申立てが取り下げられたことから、令和3年5月20日付けで橿原市教育委員会より諮問の一部取り下げがあったため、本答申書においては、取り下げられていない異議申立てについてのみ取り扱うものとする。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、橿原市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年橿原市条例第29号）第2条による改正前の橿原市個人情報保護条例（平成11

年樫原市条例第17号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月21日付け樫教学第2688号の5により、樫原市教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が行った不開示決定処分(以下「原処分1」という。)及び平成27年12月21日付け樫教学第2688号の4により、実施機関が行った部分開示決定処分(以下「原処分2」という。)を取り消し、対象文書の全部を開示するとの決定を求めるものである。

ただし、異議申立理由補充書及び意見書によって、対象文書3番「生徒名簿 現〇年生用、〇年生用」、対象文書12番「保健室来室記録 平成〇年度分」、対象文書14番「保健室利用状況一覧表 平成〇年度、平成〇年度」、対象文書26番「〇年〇組〇へのいじめに関する指導報告(第12回職員会議)」(以下「対象文書26番」という。)、対象文書31番「本学級担任教諭の次年度担当学級の学級日誌(3学期)」、対象文書32番「生活実態調査について(平成〇年度 全国学力・学習状況調査の生活実態に関するアンケートの結果)」、対象文書37番「本学級の生徒出席簿(4月～3月)」、対象文書38番「本学級の成績一覧記録(1学期、2学期、3学期、指導要録評定)」、対象文書39番「本学級の定期テスト(1学期中間、期末、2学期中間、期末、3学期)」、対象文書43番「〇年時〇の暴行事件について(現在の様子)」、対象文書61番「平成〇年度本生徒所属小学校第6学年児童出席簿」、対象文書62番「本生徒の小学校3年生の時の連絡帳」、対象文書80番「〇年生〇の暴行事件について(平成〇年度〇学期に発生した暴行事件に係る本校の取組についての報告書)」、対象文書82番「長期欠席・不登校生徒数に係る資料 ①平成〇～〇年度 樫原市長期欠席・不登校の推移 ②長欠・不登校生数[学校別平成〇年度～平成〇年度]」、対象文書83番「就学困難生徒認定数に係る資料 ①就学困難生徒認定予定者一覧表(中学校)[平成〇年度～平成〇年度] ②学校別認定率[平成〇年度～平成〇年度]」、対象文書86番「スクールカウンセラー(本校)の任用について」、対象文書87番「本校におけるスクールカウンセラーの任用について」、対象文書88番「スクールソーシャルワーカー活動記録(平成〇～〇年度)」及び対象文書95番「〇〇 総務課宛 〇.〇.〇 〇:〇:〇 発信メール コピー」は異議申立ての対象から外されている。なお、このうち対象文書26番については、保有個人情報開示請求の一部取り下げ書において開示が求められているが、異議申立理由補充書及び意見書において条例の適用について誤りがあるとの主張から除かれていたことや、実施機関が当審査会に提出した請求拒否

理由説明書においても理由の記載がなく、当該請求拒否理由説明書は異議申立人にも送付されていることから審査の対象から外れていることは異議申立人が知るところにあり、その点について訂正等を求める主張もなされなかったため、当該文書がなお異議申立ての対象であると考えすることは困難である。

## 2 異議申立ての理由の要旨

本件異議申立ての理由は、異議申立書、異議申立理由補充書及び意見書の記載によれば、その要旨は、次のとおりである。

### (1) 前提

保有個人情報の開示に関しては、次のような通知や法律も参考に検討されなければならない。

憲法13条により導かれるプライバシーの権利は、情報化社会の進展にともない、「自己に関する情報をコントロールする権利」と捉えられ、プライバシーの保護を公権力に対して積極的に請求していくという側面が重視されるようになった。このプライバシーの保護の見地から、檀原市においても、個人情報保護条例が制定されているものといえる。

こうして憲法13条の趣旨を受けて定められた旧条例13条1項は、「何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己情報の開示の請求をすることができる。」とし、原則として自己情報については開示されることとなっており、不開示とできるのは定められた各事由に該当する場合の例外的な取扱いとされている。

児童生徒の自死が起きたときの個人情報の取扱いに関し、文部科学省平成23年6月1日付通知「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」2(2)は、「迅速な聞き取り調査の実施後、できるだけ速やかに、その経過について、遺族に対して説明する必要がある」と通知している。

#### ア 原処分1について

いじめ防止対策推進法第28条において、「学校の設置者又はその設置する学校は、次に挙げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」とし、同条2項において「学校の設置者又はその設置する学校

は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」として、保護者に対する重大事態の事実関係等に関する必要な情報を適切に提供することを学校設置者、学校に義務付けており、原決定は、同法律の解釈運用をも誤った違法がある。

したがって、旧条例14条による開示義務の免責事由を判断するにあたっては、当該事案に基づき、諸般の事情を総合考慮して、個別具体的に検討・判断されなければならない。

#### イ 原処分2について

いじめ防止対策推進法でも、「いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること」（衆議院文部科学委員会「四」）、及び「いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること」（参議院文教化学委員会「七」）といった附帯決議がなされている。

旧条例の適用においても、自己情報の開示が原則とされていることや、通知及びいじめ防止対策推進法の趣旨に鑑み、児童の親権者の知る権利ができる限り保障されるよう解釈されるべきである。また、死者の情報を遺族が開示請求する場合には、既に保護対象となる権利者本人が存在しないため、法律的には当該請求が死者本人のプライバシーの侵害となることはあり得ない上、異議申立人は〇〇の親権者であり、かつ、相続人なのであるから、〇〇に係る情報は異議申立人の自己情報と実質的に同一のものとして扱われるべきである。

したがって、旧条例14条による開示義務の免除事由を判断するにあたっては、当該事案に基づき、諸般の事情を総合考慮して、個別具体的に検討・判断されなければならない。

#### (2) 原処分1についての主張

##### ア 対象文書5番、対象文書8番について

当該文書の内容のうち、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのない部分については開示すべきである。

開示請求者は各文書について全面開示を求めているのではなく、開示請求者の子である〇〇及びその家族に関する部分についての開示を求めているのである。また不開示とされた文書の内容に、〇〇の名前や文言が含まれているのは容易に考えられ、さらに調査委員会による調査は既に終了しており、これら資料が開示されたからといって調査に著しい支障が出るのは考え難い。

また、不開示決定がなされた文書等の中には、既に開示請求者が保有しているものも含まれるとみられるが、この情報によって〇〇以外の生徒らの権利利益が害された事情は一切ないことからすれば不開示とする理由は見当たらない。

開示請求者以外の個人情報の部分についてはまでは開示を求めないのでないが、〇〇に関する情報が含まれている部分については、いじめ防止対策推進法の趣旨に則り、親の知る権利を保障すべく、開示されるべきである。

#### イ 対象文書57番について

当該文書については、いわゆる大津事件、鹿児島県出水市の裁判においても、アンケート開示の重要性が指摘され、内容の不開示が違法と判断されている。大津市では、平成〇年〇月、市立中〇年の〇生徒の自死後、学校が実施したアンケート結果の大部分を市教育委員会が黒塗り状態で公開したため、遺族は平成〇年〇月、精神的な苦痛を受けたとして市を提訴し、大津地方裁判所は平成〇年〇月、不開示の違法性を認定した。

また、いじめ防止対策推進法第28条において、「学校の設置者又はその設置する学校は、次に挙げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」とし、同条2項において「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」として、保護者に対する重大事態の事実関係等に関する必要な情報を適切に提供することを学校設置者、学校に義務付けており、原決定は、同法律の解釈運用をも誤った違法がある。

また、第三者調査委員会による調査も既に終了した現段階においては、開示されたとしても、何ら調査に支障が生じるものでもない。現在の状況に照らし合わせて問題が生じるおそれが見受けられないにも関わらず、アンケートの回答を一律にすべて不開示とするのは明らかに違法と言わざるを得ない。

### (3) 原処分2についての主張

対象文書6番の内容については、アンケートの回答欄がすべてマスキングされている。しかし、例えば「(1) 生徒の様々な情報の共有は適切にできていましたか?」といった質問については、回答を開示したとしても、開示請求者以外の個人情報が含まれている可能性は低く、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれはない。また、調査委員会による調査（しかも、本アンケートは旧調査委員会が実施したものである。）も既に終了した現段階においては、これらの回答が開示されたとしても、何ら調査に支障を生ずるものでもない。

現在の状況に照らして問題の生ずるおそれが見受けられないにもかかわらず、アンケートの回答を一律にすべて不開示とするのは明らかに違法といわざるを得ない。

## 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関から提出された請求拒否理由説明書の記載及び口頭説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、開示請求者の子であって、故人である〇〇（以下「本人」という。）に係る重大事態についての調査を実施するため発足した教育委員会の附属機関である檀原市立中学校生徒に係る重大事態に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）が、本件重大事態の事実関係の把握、原因の調査及び分析のために収集し、保有していた文書であり、調査委員会の解散に伴い、檀原市教育委員会の重大事態に係る庶務の担当課である学校教育課が保有することとなった文書一式である。

### 2 本件不開示部分及び原処分決定理由について

#### (1) 原処分1について

##### ア 対象文書5番について

生徒が書いた文書については、文書を書いた生徒ら自身の個人情報であり、記名式で行われた文書であるなら個人識別情報に、無記名式で行われた場合であっ

ても、生徒らの文書が開示されることになれば、同意なき外部提供に該当すると思われるので、生徒らへの権利利益侵害が発生するため、不開示としている。

また、手書きであるため、筆跡の照合が可能であり、回答者が特定される可能性はあるから、それらが開示されると、何らかの報復や非難が発生するおそれがあり、そのおそれがあれば、生徒は同種のアンケートに答えたがらなくなり、結果として実態把握が困難になるため、不開示とした。

事件直後の生徒への聞き取り内容は、生徒の担任教諭等が生徒から聞き取った内容を記録したものであり、聞き取った内容は、生徒ら自身の個人情報であり、記名がある記録であるなら個人識別情報に、無記名である場合であっても、内容から個人を特定される。

また、今後、同種の聞き取り等が行われた場合、その内容が開示されることについて明確に同意を得ていない以上、通常外部秘であることを前提としており、実施後であってもその内容を開示することによって、教諭と生徒との信頼関係を損なうこととなり、結果として実態把握や生徒指導が困難になるおそれがあるため、不開示とした。

#### イ 対象文書8番について

生徒の氏名・発言・行動等が具体的かつ詳細に書かれており、個人情報として不開示事項に該当する。

教諭が個人として、指導上のメモとして記録されたものである。

話を聞いた生徒名や指導内容を開示することにより、生徒からの情報収集が難しくなり、今後の指導に影響が出る。

#### ウ 対象文書18番について

生徒の氏名・発言・行動等が具体的かつ詳細に書かれており、個人情報として不開示事項に該当する。

教諭が個人として、指導上のメモとして記録されたものである。

話を聞いた生徒名や指導内容を開示することにより、生徒からの情報収集が難しくなり、今後の指導に影響が出る。

#### エ 対象文書50番について

ノートには、学校でのトラブルや生徒指導案件などが記載されており、個人情報であるため不開示とした。また、生徒から聞いた内容については、開示しない



ことを前提に提供を受けたものであり、開示することにより生徒との信頼関係を損ね、今後の生徒指導に影響を及ぼすため不開示としている。

オ 対象文書51番について

ノートには、学級内でのトラブルなどが記載されている。

生徒の氏名・発言・行動等が具体的かつ詳細に書かれており、個人情報として不開示事項に該当する。

教諭が個人として、指導上のメモとして記録されたものである。

また、教諭や生徒から聞いた内容については、開示しないことを前提としている。話を聞いた生徒名や指導内容を開示することにより、生徒からの情報収集が難しくなり、今後の指導に影響が出る。

カ 対象文書57番について

生徒が書いた文書は、文書を書いた生徒ら自身の個人情報であり、記名式で行われた文書であるなら個人識別情報に、無記名であっても、生徒らの文書が開示されることになれば、同意なき外部提供に該当すると思われるので、生徒らへの権利利益侵害が発生するため、不開示としている。

また、手書きであるため、筆跡の照合が可能であり、回答者が特定される可能性はあるから、それらが開示されると、何らかの報復や非難が発生するおそれがあり、そのおそれがあれば、生徒は同種のアンケートに答えたがらなくなり、結果として実態把握が困難になるため、不開示とした。

(2) 原処分2について

対象文書6番について

教職員といえども個人的な見解を聞かれており、記載量、記載の有無も含め教職員の個人情報に該当する。

また、本アンケートについては調査委員会でのみ閲覧するものとして提供されたものであり、これを開示することによって教職員との信頼関係を損ない、今後の学校運営に支障をきたす。

さらに、記載内容が開示されれば、教職員の個人攻撃に発展することをおそれ、今後同種のアンケートが行われた際、教職員が真実を記載しなくなり、事実の解明に支障をきたす。

以上の理由から不開示と決定した。

### 3 結論

以上のとおり、原処分1及び原処分2による本件不開示部分については、なお不開示を維持することが適当である。

## 第4 当審査会の判断の理由

### 1 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条において、個人の尊厳の確保を基調として、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、実施機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにするとともに、市民の基本的人権を擁護し、もって市政の公正かつ適正な運営に資することを目的として掲げている。

また、いじめ防止対策推進法は、第28条において、「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」とし、同条第2項において、「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と定めている。

これら法律及び条例の規定の趣旨に鑑み、当審査会は、個人情報保護の理念を尊重し、判断するものである。

### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、開示請求者の子である本人に係る重大事態についての調査を実施するため発足した調査委員会が、本件重大事態の事実関係の把握、原因の調査及び分析のために収集し、保有していた文書であり、調査委員会の解散に伴い、檀原市教育委員会の重大事態に係る庶務の担当課である学校教育課が保有することとなった文書一式である。

なお、本件開示請求は、死亡の時に未成年であった本人の親権者である開示請求者により行われたものであって、実施機関は、本人の保有個人情報についても開示請求者の保有個人情報であるとみなして受理し、決定処分を行った。

当審査会は、前述の事情も考慮しつつ、本件対象文書を見分した結果を踏まえてその不開示の情報の該当性について検討する。

### 3 本件対象文書の不開示情報該当性について

はじめに、本件異議申立てに係る処分のうち、原処分1について、以下不開示情報該当性について検討する。

#### (1) 対象文書5番について

対象文書5番は、本人が在籍していた市立中学校（以下「本学校」という。）の生徒が自筆で記入し回答した記名式のアンケート用紙及び生徒から聞き取った内容を担任教諭等が記録したノートの一部で構成されている文書である。

##### ア 条例第14条第1項第2号該当性について

条例第14条第1項第2号は、開示請求者以外の個人情報又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とできる旨を規定している。

対象文書5番は、生徒が自筆で記入し回答した記名式のアンケート用紙及び生徒から聞き取った内容を教諭が記録したノートの一部で構成されており、その件名にあるとおり、本人の自死を受けて実施されたアンケート及び聞き取りであることから、その内容は全体が本人に関する情報であると認められる。しかし、当審査会で内容を見分したところ、対象文書5番には回答者である生徒の氏名、家庭の事情、交友関係及び心情等といった当該第三者の個人に関する情報が多分に含まれていることが確認できた。これらの情報については、開示することによって特定の個人が識別されるおそれがあるとともに、当該第三者の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第14条第1項第2号に該当する。

ただし、本人及び開示請求者の氏名、行動、発言及び様子等の記載については、本人及び開示請求者に関する情報であるため、その内容に本人及び開示請求者以外の第三者（以下「第三者」という。）の氏名及び当該第三者が特定され得る情報又は客観的事実ではない当該第三者の心情及び見解等が含まれる場合においては当該部分を不開示とした上であれば、条例第14条第1項第2号に該当するとは認められない。また、本人及び開示請求者に関する情報に係

る日時や場所等の記載についても同様である。

なお、実施機関は、対象文書5番は、生徒及び教諭の自筆による記述であることから、筆跡の照合が可能であり、回答者が特定される可能性があるとして主張している。確かに、当該文書の一部を開示した場合、開示請求者がその写しを持ち帰ることによって、手持ちの他の情報と照らし合わせることが可能となり、筆跡から当該第三者が特定される可能性は否定できない。しかし、当該文書を閲覧することによって、ただちに当該第三者が特定されるおそれがあるとは認められないため、開示の方法を閲覧に限った場合においては、筆跡が条例第14条第1項第2号に該当するとは認められない。

#### イ 条例第14条第1項第2号ただし書ウ該当性について

条例第14条第1項第2号の例外事由に当たるただし書ウは、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分について開示することができる旨を規定している。

対象文書5番のうち、第三者に関する情報が含まれている部分について、当該第三者が公務員として任用された公立学校の教職員や市及び市教育委員会職員その他ただし書ウ中の公務員等についての括弧書内において想定されている公務員の定義に当てはまる者である場合においては、当該第三者に関する情報のうち、その職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、ただし書ウに該当する。

また、前述アのとおり、対象文書5番の一部を開示した場合、筆跡から第三者が特定される可能性は否定できないが、生徒から聞き取った内容を教諭が記録したノートの一部については、記録者である当該第三者は公務員として任用された公立学校の教職員であり、その職務の一環として書き留めたものであるから、自筆による記述であっても、条例第14条第1項第2号ただし書ウに該当する。よって、閲覧に限る理由はなく、他の対象文書においても、公務員の自筆による記述であって、その職務の一環として書き留めたものについては、以下同様の扱いとする。

#### ウ 条例第14条第1項第6号該当性について

条例第14条第1項第6号は、実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とできる旨を規定している。

実施機関は、対象文書5番のうち、生徒が自筆で記入し回答した記名式のアンケート用紙については、それらが開示されると、何らかの報復や非難が発生するおそれがあり、そのおそれがあれば、生徒は同種のアンケートに答えがなくなり、結果として実態把握が困難になるため不開示とした。しかし、開示の方法を閲覧に限った場合においては、当該文書を閲覧することによって、筆跡からただちに当該第三者を特定することは非常に困難であることから、報復や非難のおそれがあるとまでは言えず、条例第14条第1項第6号に該当するとは認められない。

また、実施機関は、対象文書5番のうち、生徒から聞き取った内容を教諭が記録したノートの一部については、今後同種の聞き取り等が行われた場合、その内容が開示されることについて明確に同意を得ていない以上、通常部外秘であることを前提としており、実施後であってもその内容を開示することによって、教諭と生徒との信頼関係を損なうこととなり、結果として実態把握や生活指導が困難になるおそれがあるため不開示とした。しかし、前述アのとおり条例第14条第1項第2号に該当する情報を不開示とした上であれば、その内容が開示されたとしても、教諭と生徒との信頼関係を損ない実態把握や生活指導が困難になるとまでは言えず、条例第14条第1項第6号に該当するとは認められない。

したがって、条例第14条第1項第2号及び第6号をもって全面不開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、前述アのとおり条例第14条第1項第2号に該当する情報を除いて別表のとおり開示すべきである。

## (2) 対象文書8番について

対象文書8番は、本人が在籍していた学級（以下「本学級」という。）の担任教諭が記録していた生徒指導ノートの写しである。

### ア 条例第14条第1項第2号該当性について

条例第14条第1項第2号の規定については、前述(1)アのとおりである。

対象文書8番には、本学級に在籍していた生徒の氏名、発言、行動等が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報については、当該第三者の個人に関する情報であり、開示することによって特定の個人を識別されるおそれがあるとともに、指導を受けた記録等が開示されると、当該第三者の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第14条第1項第2号に該当する。

ただし、本人及び開示請求者の氏名、行動、発言及び様子等の記載については、本人及び開示請求者に関する情報であるため、その内容に第三者の氏名及び当該第三者が特定され得る情報又は客観的事実ではない当該第三者の心情及び見解等が含まれる場合においては当該部分を不開示とした上であれば、条例第14条第1項第2号に該当するとは認められない。また、本人及び開示請求者に関する情報に係る日時や場所等の記載についても同様である。

#### イ 条例第14条第1項第2号ただし書ウ該当性について

条例第14条第1項第2号の例外事由に当たるただし書ウの規定については、前述(1)イのとおりである。

実施機関は請求拒否理由説明書において、対象文書8番について、「教諭が個人として、指導上のメモとして記録されたものである。」と主張している。しかし、記録者である教諭は公務員として任用された公立学校の教職員であり、その職務の一環として書き留めたものであるから、当該教諭の個人情報であるとは認められず、条例第14条第1項第2号ただし書ウに該当する。

また、本人及び開示請求者に関する情報に、第三者に関する情報が含まれている場合について、当該第三者が公務員として任用された公立学校の教職員や市及び市教育委員会職員その他ただし書ウ中の公務員等についての括弧書内において想定されている公務員の定義に当てはまる者である場合においては、当該第三者に関する情報のうち、その職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、ただし書ウに該当する。

#### ウ 条例第14条第1項第6号該当性について

条例第14条第1項第6号の規定については、前述(1)ウのとおりである。

実施機関は、対象文書8番のうち、教職員や生徒から聞いた内容については、開示しないことを前提にしており、話を聞いた生徒名や指導内容を開示することにより、生徒からの情報収集が難しくなり、今後の指導に影響が出るため不

開示とした。しかし、前述アのとおり条例第14条第1項第2号に該当する情報を不開示とした上であれば、その内容が開示されたとしても、生徒からの情報収集が難しくなり、今後の指導に影響が出るとまでは言えず、条例第14条第1項第6号に該当するとは認められない。

したがって、条例第14条第1項第2号及び第6号をもって全面不開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、条例第14条第1項第2号に該当する情報を除いて開示すべきである。

(3) 対象文書18番について

対象文書18番は、生徒指導主事が本学校でのトラブルや生徒指導案件などを記録したノートの写しである。

ア 条例第14条第1項第2号該当性について

条例第14条第1項第2号の規定については、前述(1)アのとおりである。

対象文書18番には、本学校に在籍している生徒の氏名、発言、行動等が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報については、当該第三者の個人に関する情報であり、開示することによって特定の個人を識別されるおそれがあるとともに、指導を受けた記録等が開示されると、当該第三者の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第14条第1項第2号に該当する。

ただし、本人及び開示請求者の氏名、行動、発言及び様子等の記載については、本人及び開示請求者に関する情報であるため、その内容に第三者の氏名及び当該第三者が特定され得る情報又は客観的事実ではない当該第三者の心情及び見解等が含まれる場合においては当該部分を不開示とした上であれば、条例第14条第1項第2号に該当するとは認められない。また、本人及び開示請求者に関する情報に係る日時や場所等の記載についても同様である。

イ 条例第14条第1項第2号ただし書ウ該当性について

条例第14条第1項第2号の例外事由に当たるただし書ウの規定については、前述(1)イのとおりである。

対象文書18番のうち、本人及び開示請求者に関する情報に、第三者に関する情報が含まれている場合について、当該第三者が公務員として任用された公立学校の教職員や市及び市教育委員会職員その他ただし書ウ中の公務員等についての括弧書内において想定されている公務員の定義に当てはまる者であ

る場合においては、当該第三者に関する情報のうち、その職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、ただし書ウに該当する。

#### ウ 条例第14条第1項第6号該当性について

条例第14条第1項第6号の規定については、前述(1)ウのとおりである。

実施機関は、対象文書18番のうち、生徒から聞いた内容については、開示しないことを前提に提供を受けたものであり、開示することにより生徒との信頼関係を損ね、今後の生徒指導に影響を及ぼすため不開示とした。しかし、前述アのとおり条例第14条第1項第2号に該当する情報を不開示とした上であれば、その内容が開示されたとしても、生徒との信頼関係を損ね、今後の生徒指導に影響を及ぼすとまでは言えず、条例第14条第1項第6号に該当するとは認められない。

したがって、条例第14条第1項第2号及び第6号をもって全面不開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、前述アのとおり条例第14条第1項第2号に該当する情報を除いて開示すべきである。

#### (4) 対象文書50番について

対象文書50番は、生徒指導主事が本学校でのトラブルや生徒指導案件などを記録したノートである。当審査会で内容を見分した結果、当該文書は、対象文書18番と同内容であって、その原本であることが確認できた。そのため、不開示情報該当性については、前述(3)ア、イ及びウのとおりである。

したがって、条例第14条第1項第2号及び第6号をもって全面不開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、前述(3)アのとおり条例第14条第1項第2号に該当する情報を除いて開示すべきである。

#### (5) 対象文書51番について

対象文書51番は、本学級の担任教諭が記録していた生徒指導ノートである。当審査会で内容を見分した結果、当該文書は、対象文書8番と同内容であって、その原本であることが確認できた。そのため、不開示情報該当性については、前述(2)ア、イ及びウのとおりである。

したがって、条例第14条第1項第2号及び第6号をもって全面不開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、前述(2)アのとおり条例第14条第1項第2号に該当する情報を除いて開示すべきである。



(6) 対象文書57番について

対象文書57番は、本学校の生徒が自筆で記入し回答した記名式のアンケート用紙及び生徒から聞き取った内容を担任教諭等が記録したノートの一部で構成されている文書である。当審査会で内容を見分した結果、当該文書は、資料目次及びメモ書きの有無やページの綴じ方が異なる点を除けば、対象文書5番と同内容の文書であることが確認できた。そのため、不開示情報該当性については、前述(1)ア、イ及びウのとおりである。

したがって、条例第14条第1項第2号及び第6号をもって全面不開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、前述(1)アのとおり条例第14条第1項第2号に該当する情報を除いて別表のとおり開示すべきである。

次に、本件異議申立てに係る処分のうち、原処分2について、以下不開示情報該当性について検討する。

(7) 対象文書6番について

対象文書6番は、解散前の旧調査委員会が本学校の教職員を対象に実施し、回答者である教職員が自筆で記入し回答した記名式のアンケート用紙である。当該文書の内容のうち、実施機関が不開示とした個人の記述内容について、その不開示情報該当性について以下検討する。

ア 条例第14条第1項第2号該当性について

条例第14条第1項第2号の規定については、前述(1)アのとおりである。

対象文書6番は、教職員が自筆で記入し回答した記名式のアンケート用紙であり、その件名にあるとおり、本人の自死を受けて立ち上げられた旧調査委員会により実施されたアンケートであることから、その内容は全体が本人に関する情報であると認められる。ただし、当審査会で内容を見分したところ、対象文書6番には、回答者である教職員の氏名、役職、心情及び見解等といった当該第三者の個人に関する情報が多分に含まれていることが確認できた。このうち、回答者である教職員の氏名及び役職については原処分で既に開示されているため、その心情及び見解等を含む個人の記述内容を開示することによって、当該第三者の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第14条第1項第2号に該当する。

ただし、個人の記述内容であっても、本人の氏名等の記載については、本人に関する情報であるため、条例第14条第1項第2号に該当するとは認められない。

なお、対象文書6番は、第三者である回答者の自筆による記述であることから、当該文書の一部を開示した場合、開示請求者がその写しを持ち帰ることによって、手持ちの他の情報と照らし合わせることが可能となり、筆跡から当該第三者が特定される可能性は否定できないが、当該文書を閲覧することによって、ただちに当該第三者が特定されるおそれがあるとは認められないため、開示の方法を閲覧に限った場合においては、筆跡が条例第14条第1項第2号に該当するとは認められない。

#### イ 条例第14条第1項第2号ただし書ウ該当性について

条例第14条第1項第2号の例外事由に当たるただし書ウは、前述(1)イのとおりである。

実施機関は請求拒否理由説明書において、対象文書6番の内容について、「教職員といえども個人的な見解を聞かれており、記載量、記載の有無も含め教職員の個人情報に該当する。」と主張している。たしかに、回答者である教職員は公務員として任用された公立学校の教職員ではあるが、当審査会で内容を見分したところ、当該文書は回答者の個人的な見解や心情等をたずねるアンケートであり、その内容は非常に個人的なものであることが確認できた。よって、公務員等の職務に関する情報であるとは言えないため、条例第14条第1項第2号ただし書ウに該当しない。

#### ウ 条例第14条第1項第6号該当性について

条例第14条第1項第6号の規定については、前述(1)ウのとおりである。

実施機関は、対象文書6番は調査委員会でのみ閲覧するものとして提供されたものであり、これを開示することによって教職員との信頼関係を損ない、今後の学校運営に支障をきたすため不開示とした。しかし、前述アのとおり条例第14条第1項第2号に該当する情報を不開示とした上であれば、その内容が開示されたとしても、教職員との信頼関係を損ない、今後の学校運営に支障をきたすとは言えず、条例第14条第1項第6号に該当するとは認められない。

また、実施機関は、対象文書6番の記載内容が開示されるとなれば、教職員の

個人攻撃に発展することをおそれ、今後同種のアンケートが行われた際、教職員が真実を記載しなくなり、事実の解明に支障をきたすため不開示とした。しかし、前述アのとおり条例第14条第1項第2号に該当する情報を不開示とした上であれば、その内容が開示されたとしても、個人攻撃に発展することも想定できないことから、今後同種のアンケートが行われた際に事実の解明に支障をきたす蓋然性が高いとまでは言えず、条例第14条第1項第6号に該当するとは認められない。

したがって、条例第14条第1項第2号及び第6号をもって回答内容を不開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、前述アのとおり条例第14条第1項第2号に該当する情報を除いて、別表のとおり開示すべきである。

#### 4 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり、判断した。

(別表)

・当審査会として開示すべきと判断した箇所

対象文書	該当ページ	開示すべき部分
対象文書5番	ホッチキス留めされた文書の1ページ目に記載されたアルファベットが「A」の綴りのうち、5ページ目。「A-5」と表記する。(以下、ページ表記は同様とする。)	<ul style="list-style-type: none"><li>・11行目1文字目から10文字目まで</li><li>・12行目すべて</li></ul>
	A-19	<ul style="list-style-type: none"><li>・下段の回答用紙のうち、4行目1文字目から2文字目まで</li><li>・下段の回答用紙のうち、4行目20文字目から21文字目まで</li><li>・下段の回答用紙のうち、6行目3文字目から4文字目まで</li><li>・下段の回答用紙のうち、7行目11文字目から12文字目まで</li><li>・下段の回答用紙のうち、8行目9文字目から10文字目まで</li><li>・下段の回答用紙のうち、8行目18文字目から19文字目まで</li></ul>
	A-29	<ul style="list-style-type: none"><li>・下段の回答用紙のうち、4行目1文字目から2文字目まで</li></ul>
	B-25	<ul style="list-style-type: none"><li>・上段の回答用紙のうち、最終行から数えて1行目9文字目から13文字目まで</li></ul>
	C-3	<ul style="list-style-type: none"><li>・4行目から10行目まですべて</li></ul>
	D-11	<ul style="list-style-type: none"><li>・回答用紙のうち、4行目1文字目から2文字目まで</li></ul>
	D-39 (左)	<ul style="list-style-type: none"><li>・2行目すべて</li><li>・3行目3文字目から8行目末尾まで(左側の記号を文字数に含むものとして数える)</li><li>・9行目2文字目から10行目末尾まで</li><li>・11行目2文字目から12行目末尾まで</li><li>・13行目2文字目から14行目末尾まで</li><li>・15行目2文字目から16行目末尾まで</li><li>・17行目2文字目から18行目末尾まで</li><li>・19行目2文字目から20行目13文字目まで</li><li>・20行目17文字目から末尾まで</li><li>・21行目2文字目から末尾まで</li></ul>
	E-7	<ul style="list-style-type: none"><li>・2行目11文字目から12文字目まで</li></ul>

E-9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3分割されたページの右側の記載のうち、4行目1文字目から3文字目まで(右側の記載を1行目から3行目、左側の記載と右側の記載を併せて4行目と数える)</li> </ul>
E-11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6行目13文字目から17文字目まで(5行目から6行目の行間の記載は手書きで6行目に挿入されているため、6行目に含むものとして文字数に数える)</li> <li>・12行目1文字目から2文字目まで</li> </ul>
F-37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて5行目1文字目から2文字目まで</li> </ul>
J-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3行目12文字目から13文字目まで</li> </ul>
K-3 (ワープロ打ち)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目4文字目から4行目末尾まで</li> <li>・6行目1文字目から9行目6文字目まで</li> <li>・9行目10文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
K-5 (ワープロ打ち)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目5文字目から2行目15文字目まで</li> <li>・2行目27文字目から30文字目まで</li> <li>・2行目33文字目から末尾まで</li> <li>・3行目12文字目から27文字目まで</li> <li>・3行目30文字目から8行目28文字目まで</li> <li>・8行目31文字目から9行目11文字目まで</li> <li>・9行目17文字目から11行目末尾まで</li> </ul>
K-7 (ワープロ打ち)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目5文字目から末尾まで</li> <li>・5行目9文字目から15文字目まで</li> <li>・5行目25文字目から29文字目まで</li> <li>・7行目1文字目から9行目1文字目まで</li> <li>・9行目7文字目から16行目末尾まで</li> <li>・17行目11文字目から15文字目まで</li> <li>・18行目1文字目から17文字目まで</li> <li>・18行目22文字目から19行目末尾まで</li> <li>・20行目17文字目から20文字目まで</li> <li>・21行目10文字目から13文字目まで</li> <li>・25行目13文字目から16文字目まで</li> <li>・27行目から最終行まですべて</li> </ul>
K-9 (ワープロ打ち)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目1文字目から25文字目まで</li> <li>・1行目28文字目から7行目7文字目まで</li> <li>・7行目14文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
K-11 (ワープロ打ち)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目から4行目まですべて</li> <li>・5行目8文字目から9文字目まで</li> <li>・6行目40文字目から7行目1文字目まで</li> <li>・8行目1文字目から2文字目まで</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9 行目 1 文字目から 10 文字目まで</li> <li>・ 9 行目 19 文字目から 10 行目 19 文字目まで</li> <li>・ 10 行目 22 文字目から 11 行目 1 文字目まで</li> <li>・ 11 行目 10 文字目から 13 行目 7 文字目まで</li> <li>・ 13 行目 10 文字目 14 行目 18 文字目まで</li> <li>・ 14 行目 21 文字目から 31 文字目まで</li> <li>・ 15 行目 1 文字目から 8 文字目まで</li> <li>・ 15 行目 11 文字目から 16 行目 8 文字目まで</li> <li>・ 16 行目 11 文字目から 18 行目 14 文字目まで</li> <li>・ 19 行目 5 文字目から 21 文字目まで</li> <li>・ 19 行目 30 文字目から 20 行目 3 文字目まで</li> <li>・ 20 行目 8 文字目から 11 文字目まで</li> <li>・ 21 行目 8 文字目から 28 文字目まで</li> </ul>
	K-13 (ワープロ打ち)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目すべて</li> <li>・ 2 行目 5 文字目から 3 行目末尾まで</li> <li>・ 5 行目 1 文字目から 6 行目 28 文字目まで</li> <li>・ 6 行目 31 文字目</li> <li>・ 6 行目 34 文字目から 7 行目末尾まで</li> <li>・ 8 行目 33 文字目から 11 行目 9 文字目まで</li> <li>・ 11 行目 18 文字目から 12 行目末尾まで</li> <li>・ 15 行目 1 文字目から 13 文字目まで</li> <li>・ 15 行目 20 文字目から末尾まで</li> </ul>
	K-15 (ワープロ打ち)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目 5 文字目から末尾まで</li> <li>・ 2 行目 11 文字目から 14 文字目まで</li> <li>・ 3 行目 13 文字目から 14 文字目まで</li> <li>・ 6 行目 1 文字目から 2 文字目まで</li> <li>・ 8 行目 10 文字目から 13 文字目まで</li> <li>・ 14 行目 5 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 15 行目 9 文字目から 10 文字目まで</li> <li>・ 16 行目 10 文字目から 11 文字目まで</li> <li>・ 18 行目 3 文字目から末尾まで</li> <li>・ 19 行目 6 文字目から末尾まで</li> <li>・ 20 行目 6 文字目から 22 行目末尾まで</li> <li>・ 23 行目 3 文字目から末尾まで</li> </ul>
	K-17 (ワープロ打ち)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目 6 文字目から末尾まで</li> <li>・ 2 行目 9 文字目から 37 文字目まで</li> <li>・ 3 行目 1 文字目から 2 文字目まで</li> <li>・ 3 行目 25 文字目から 26 文字目まで</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・4行目 4文字目から 5文字目まで</li> <li>・5行目 3文字目から 10文字目まで</li> <li>・5行目 13文字目から 19文字目まで</li> <li>・5行目 22文字目</li> <li>・5行目 25文字目から 7行目末尾まで</li> <li>・8行目 3文字目から 6文字目まで</li> <li>・8行目 15文字目から 11行目末尾まで</li> <li>・12行目 2文字目から 18文字目まで</li> <li>・12行目 20文字目から 15行目末尾まで</li> <li>・16行目 3文字目から 11文字目まで</li> <li>・16行目 14文字目から 19行目末尾まで</li> <li>・20行目 21文字目から 23行目 23文字目まで</li> <li>・23行目 26文字目から 24行目 24文字目まで</li> <li>・24行目 27文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
	K-19 (ワープロ打ち)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から 3文字目まで</li> <li>・1行目 6文字目から 20文字目まで</li> <li>・1行目 23文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
	K-21 (ワープロ打ち)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 5文字目から 2行目 4文字目まで</li> <li>・2行目 16文字目から 26文字目まで</li> <li>・3行目 8文字目から 5行目 20文字目まで</li> <li>・5行目 37文字目から 7行目末尾まで</li> <li>・8行目 3文字目から 14文字目まで</li> <li>・8行目 17文字目から 27文字目まで</li> <li>・8行目 30文字目から末尾まで</li> <li>・9行目 5文字目から末尾まで</li> <li>・10行目 9文字目から 18文字目まで</li> <li>・11行目 2文字目から 9文字目まで</li> <li>・11行目 12文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
	K-23 (ワープロ打ち)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目すべて</li> <li>・2行目 6文字目から末尾まで</li> <li>・4行目すべて</li> <li>・5行目 12文字目から 20文字目まで</li> <li>・5行目 23文字目から 7行目 7文字目まで</li> <li>・7行目 19文字目から 8行目 13文字目まで</li> <li>・8行目 16文字目から 10行目末尾まで</li> <li>・11行目 5文字目から末尾まで</li> <li>・12行目 5文字目から 13行目 4文字目まで</li> <li>・13行目 8文字目から 16行目末尾まで</li> </ul>

M-7 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5行目から6行目まですべて</li> <li>・10行目6文字目から7文字目まで</li> </ul>
M-11 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目2文字目から3文字目まで</li> </ul>
M-33 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目15文字目から4行目末尾まで</li> <li>・7行目1文字目から16文字目まで</li> </ul>
M-35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答用紙のうち、5行目5文字目から6文字目まで</li> </ul>
M-37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答用紙のうち、5行目17文字目から21文字目まで</li> <li>・回答用紙のうち、10行目11文字目から15文字目まで</li> </ul>
M-39 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4行目18文字目から23文字目まで</li> </ul>
N-23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答用紙のうち、4行目1文字目から2文字目まで</li> <li>・回答用紙のうち、4行目20文字目から21文字目まで</li> <li>・回答用紙のうち、6行目3文字目から4文字目まで</li> <li>・回答用紙のうち、7行目11文字目から12文字目まで</li> <li>・回答用紙のうち、8行目9文字目から10文字目まで</li> <li>・回答用紙のうち、8行目18文字目から19文字目まで</li> </ul>
N-43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答用紙のうち、4行目1文字目から2文字目まで</li> </ul>
N-73	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11行目1文字目から10文字目まで</li> <li>・12行目すべて</li> </ul>
O-43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答用紙のうち、最終行から数えて1行目9文字目から13文字目まで</li> </ul>
O-51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4行目から10行目まですべて</li> </ul>
O-56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて3行目すべて</li> </ul>
O-71	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目5文字目から17文字目まで</li> </ul>
O-77	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4行目1文字目から23文字目まで</li> <li>・11行目20文字目から21文字目まで</li> <li>・14行目8文字目から末尾まで</li> </ul>
P-49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて5行目1文字目から2文字目まで</li> </ul>
Q-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目11文字目から12文字目まで</li> </ul>
Q-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3分割されたページの右側の記載のうち、4行目1文字目から3文字目まで(右側の記載を1行目から3行目、左側の記載と右側の記載を併せて4行目と数える)</li> </ul>
Q-9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6行目13文字目から17文字目まで(5行目から6行目の行間の記載は手書きで6行目に挿入されているため、6行目に含むものとして文字数に数える)</li> <li>・12行目1文字目から2文字目まで</li> </ul>
R-11 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目すべて</li> <li>・3行目3文字目から8行目末尾まで(記号を文字数に含むものとして数える)</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・9行目 2文字目から 10行目末尾まで</li> <li>・11行目 2文字目から 12行目末尾まで</li> <li>・13行目 2文字目から 14行目末尾まで</li> <li>・15行目 2文字目から 16行目末尾まで</li> <li>・17行目 2文字目から 18行目末尾まで</li> <li>・19行目 2文字目から 20行目 13文字目まで</li> <li>・20行目 17文字目から末尾まで</li> <li>・21行目 2文字目から末尾まで</li> </ul>
	R-17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答用紙のうち、4行目 1文字目から 2文字目まで</li> </ul>
対象文書6番	ページ右上端の数字が「1」の回答用紙	<p>「○今回の重大事態に関し、学校としての責任や課題はありますか？ある場合は何でしょうか？」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4行目 11文字目から 12文字目まで</li> </ul>
		<p>「○今、〇〇様にあなたの思いを伝えられるとすれば、何を伝えたいですか？(必須記入)」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 5文字目から 8文字目まで</li> <li>・1行目 10文字目から 13文字目まで</li> <li>・2行目 13文字目から 16文字目まで</li> </ul>
	ページ右上端の数字が「2」の回答用紙	<p>「○今回の重大事態の要因について、あなたの個人的な見解としてどのようにお考えでしょうか？(必須記入)」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目 8文字目から 12文字目まで</li> </ul>
		<p>「○今、〇〇様にあなたの思いを伝えられるとすれば、何を伝えたいですか？(必須記入)」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目 1文字目から 5文字目まで</li> </ul>
	ページ右上端の数字が「2」の回答用紙に添付された、ページ下部に「檀原市公立学校」と印字された手書きの原稿用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目 1文字目から 5文字目まで</li> <li>・10行目 1文字目から 2文字目まで</li> <li>・16行目 3文字目から 7文字目まで</li> <li>・19行目 11文字目から 15文字目まで</li> </ul>
ページ右上端の数字が「3」の回答用紙	<p>「○具体的に知っておられる、聞いておられることはどんなことでしょうか？」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 21文字目から 38文字目まで</li> <li>・2行目 1文字目から 7文字目まで</li> </ul>	
		<p>「○今回の重大事態の要因について、あなたの個人的な見解と</p>

		<p>してどのようにお考えでしょうか？ <u>(必須記入)</u> 欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3行目 5文字目から 9文字目まで</li> </ul>
		<p>「○今、○○様にあなたの思いを伝えられるとすれば、何を伝えたいですか？ <u>(必須記入)</u> 欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目 6文字目から 7文字目まで</li> </ul>
ページ右上端の数字が「7」の回答用紙		<p>「○今、○○様にあなたの思いを伝えられるとすれば、何を伝えたいですか？ <u>(必須記入)</u> 欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 9文字目から 15文字目まで</li> <li>・2行目 20文字目から 24文字目まで</li> </ul>
右上の数字が「10」の回答用紙		<p>「○今、○○様にあなたの思いを伝えられるとすれば、何を伝えたいですか？ <u>(必須記入)</u> 欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 10文字目から 15文字目まで</li> <li>・4行目 10文字目から 13文字目まで</li> </ul>
ページ右上端の数字が「11」の回答用紙		<p>「○具体的に知っておられる、聞いておられることはどんなことでしょうか？」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 11文字目から 14文字目まで</li> </ul>
ページ右上端の数字が「17」の回答用紙		<p>「○今、○○様にあなたの思いを伝えられるとすれば、何を伝えたいですか？ <u>(必須記入)</u> 欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から 11文字目まで</li> </ul>
ページ右上端の数字が「22」の回答用紙		<p>「○今、○○様にあなたの思いを伝えられるとすれば、何を伝えたいですか？ <u>(必須記入)</u> 欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目 9文字目から 12文字目まで</li> </ul>
ページ右上端の数字が「23」の回答用紙		<p>「○具体的に知っておられる、聞いておられることはどんなことでしょうか？」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 30文字目から 31文字目まで</li> </ul>
ページ右上端の数字が「26」の回答用紙		<p>「○今、○○様にあなたの思いを伝えられるとすれば、何を伝えたいですか？ <u>(必須記入)</u> 欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から 6文字目まで</li> </ul>
ページ右上端の数字が「27」の回答用紙		<p>『○今回の重大事態について報道では「いじめ」が言及されていますが、あなたの個人的な見解として自殺の原因としての「いじめ」の関与についてはどう思われますか？ <u>(必須記入)</u>』欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から 4文字目まで</li> </ul>
		<p>「○今、○○様にあなたの思いを伝えられるとすれば、何を伝えたいですか？ <u>(必須記入)</u> 欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から 4文字目まで</li> </ul>
ページ右上端の数字が「29」		<p>「○具体的に知っておられる、聞いておられることはどんなことでしょうか？」欄のうち、</p>

<p>の回答用紙</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 6文字目から 9文字目まで</li> <li>・5行目 29文字目から 32文字目まで</li> </ul> <p>「○今回の重大事態の要因について、あなたの個人的な見解としてどのようにお考えでしょうか？ <u>(必須記入)</u>」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目 17文字目から 20文字目まで</li> </ul> <p>「○今、〇〇様にあなたの思いを伝えられるとすれば、何を伝えたいですか？ <u>(必須記入)</u>」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から 4文字目まで</li> </ul>
<p>ページ右上端の数字が「33」の回答用紙</p>	<p>「○今、〇〇様にあなたの思いを伝えられるとすれば、何を伝えたいですか？ <u>(必須記入)</u>」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から 5文字目まで</li> </ul>
<p>ページ右上端の数字が「34」の回答用紙</p>	<p>「○具体的に知っておられる、聞いておられることはどんなことでしょうか？」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から 18文字目まで</li> </ul>
<p>ページ右上端の数字が「40」の回答用紙</p>	<p>「○今、〇〇様にあなたの思いを伝えられるとすれば、何を伝えたいですか？ <u>(必須記入)</u>」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から 10文字目まで</li> <li>・4行目 4文字目から 11文字目まで</li> </ul>
<p>ページ右上端の数字が「41」の回答用紙</p>	<p>「○今、〇〇様にあなたの思いを伝えられるとすれば、何を伝えたいですか？ <u>(必須記入)</u>」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目 19文字目から 22文字目まで</li> </ul>
<p>ページ右上端の数字が「42」の回答用紙</p>	<p>「○今回の重大事態に関し、学校としての責任や課題はありますか？ある場合は何でしょうか？」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 6文字目から 16文字目まで</li> </ul>
<p>ページ右上端の数字が「47」の回答用紙</p>	<p>「○今回の重大事態に関し、学校としての責任や課題はありますか？ある場合は何でしょうか？」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から 10文字目まで</li> </ul> <p>「○今、〇〇様にあなたの思いを伝えられるとすれば、何を伝えたいですか？ <u>(必須記入)</u>」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目 7文字目から 14文字目まで (次行の文章は手書きで2行目に挿入されているため、2行目に含むものとして文字数に数える)</li> </ul>
<p>ページ右上端の数字が「52」の回答用紙</p>	<p>「○具体的に知っておられる、聞いておられることはどんなことでしょうか？」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3行目 4文字目から 7文字目まで</li> </ul> <p>「○今、〇〇様にあなたの思いを伝えられるとすれば、何を伝えたいですか？ <u>(必須記入)</u>」欄のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から 6文字目まで</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目 31文字目から 34文字目まで</li> </ul>
対象文書8番	2 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14行目すべて</li> </ul>
	7 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて2行目 19文字目から 20文字目まで</li> </ul>
	11 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 7文字目から 8文字目まで</li> <li>・2行目すべて</li> <li>・3行目 17文字目から 4行目 2文字目まで</li> </ul>
	15 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から 5文字目まで</li> </ul>
	16 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 16文字目から 17文字目まで</li> <li>・3行目 13文字目から末尾まで</li> <li>・5行目すべて (左側の記載と中央の記載を併せて4行目と数える)</li> <li>・8行目 1文字目から 12行目 5文字目まで</li> <li>・12行目 8文字目から末尾まで</li> <li>・14行目 6文字目から 16行目末尾まで</li> <li>・最終行から数えて3行目から2行目まですべて</li> </ul>
	17 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12行目 4文字目から 5文字目まで</li> <li>・16行目 9文字目から 17行目 17文字目まで</li> <li>・17行目 20文字目から 18行目 2文字目まで</li> <li>・18行目 7文字目から 19行目末尾まで</li> <li>・21行目 4文字目から 5文字目まで</li> <li>・22行目 1文字目から 11文字目まで</li> <li>・23行目すべて</li> </ul>
	17 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目から4行目まですべて</li> <li>・7行目 4文字目から 10行目 17文字目まで</li> <li>・10行目 20文字目から 11行目末尾まで</li> <li>・13行目 1文字目から 3文字目まで</li> <li>・13行目 6文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
	18 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から 4文字目まで</li> <li>・1行目 7文字目から 2行目末尾まで</li> </ul>
18 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ページ上部右側の記載のうち、1行目から2行目まですべて (1行目から2行目の行間の記号を含む)</li> <li>・7行目 1文字目から 10行目 2文字目まで</li> <li>・10行目 6文字目から 12行目末尾まで (9行目と10行目の行間の記載は行数及び文字数に数えない)</li> <li>・13行目 4文字目から 5文字目まで</li> <li>・14行目すべて (14行目右下の記載は15行目に含むものとして文字数に数える)</li> <li>・16行目 1文字目から 25行目 5文字目まで (22行目から23行</li> </ul>	

		目付近右側の記載は行数及び文字数に数えない) ・25行目9文字目から最終行末尾まで
	19 (左)	・1行目4文字目から末尾まで ・3行目4文字目から末尾まで
	19 (右)	・1行目すべて ・3行目1文字目から2文字目まで ・5行目1文字目から2文字目まで ・5行目6文字目から6行目3文字目まで ・7行目9文字目から末尾まで ・8行目11文字目から12文字目まで ・12行目1文字目から4文字目まで ・12行目9文字目から末尾まで (左側の記載と右側の記載を併せて12行目と数える。4文字目と5文字目の間の記号は文字数に数えない) ・13行目13文字目から14行目末尾まで (13行目から14行目の行間の記載のうち、線で囲まれた記載を13行目、それ以外の記載を14行目に含むものとして文字数に数える) ・16行目すべて ・17行目10文字目から16文字目まで ・18行目3文字目から19行目10文字目まで ・19行目13文字目から末尾まで ・20行目8文字目から10文字目まで ・20行目20文字目から22文字目まで (19行目から20行目の行間の記載は20行目に含むものとして文字数に数える) ・21行目から最終行まですべて
対象文書18番	1 (左)	・3行目1文字目から7文字目まで ・3行目10文字目から4行目末尾まで ・8行目1文字目から13文字目まで ・9行目1文字目から4文字目まで ・9行目6文字目から10行目5文字目まで ・10行目23文字目から15行目20文字目まで ・17行目1文字目から3文字目まで ・17行目6文字目から8文字目まで ・18行目1文字目から11文字目まで ・18行目19文字目から20文字目まで
	3 (左)	・2行目8文字目から10文字目まで ・2行目13文字目から3行目末尾まで
	3 (右)	・3行目から7行目まですべて

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・9行目 1文字目から3文字目まで</li> <li>・9行目 6文字目から末尾まで</li> <li>・10行目 4文字目から5文字目まで</li> <li>・10行目 12文字目から14文字目まで</li> <li>・10行目 17文字目から11行目 2文字目まで</li> <li>・12行目 25文字目から26文字目まで</li> </ul>
	5 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9行目 11文字目から15文字目まで</li> <li>・12行目 1文字目から2文字目まで</li> <li>・13行目 7文字目から14行目 2文字目まで</li> <li>・16行目 12文字目から末尾まで</li> <li>・17行目 10文字目から14文字目まで</li> </ul>
	5 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・13行目 8文字目から9文字目まで (左側の記載と中央の記載を併せて12行目と数える。13行目は中央の記載から1文字目と数える)</li> <li>・15行目 1文字目から10文字目まで</li> </ul>
	7 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 3文字目から4文字目まで</li> <li>・3行目 10文字目から13文字目まで</li> <li>・11行目 1文字目から7文字目まで</li> <li>・14行目 1文字目から2文字目まで</li> <li>・15行目 1文字目から5文字目まで</li> </ul>
	7 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7行目すべて (1行目上部の記載は行数に数えない)</li> <li>・最終行から数えて2行目から最終行まですべて</li> </ul>
	9 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目から2行目まですべて</li> <li>・8行目 1文字目から13行目 6文字目まで</li> </ul>
	9 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目すべて (右側の記載を2行目と数える)</li> <li>・3行目 1文字目から4行目 6文字目まで</li> <li>・9行目 1文字目から15文字目まで</li> <li>・9行目 18文字目から10行目末尾まで</li> <li>・ページ下部右側の記載のうち、最終行から数えて3行目から最終行まですべて</li> </ul>
	15 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8行目 1文字目から13文字目まで</li> <li>・10行目 6文字目から9文字目まで</li> <li>・12行目 3文字目から4文字目まで</li> <li>・15行目 1文字目から16行目 5文字目まで</li> <li>・20行目 5文字目から6文字目まで</li> </ul>
	17 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3行目から5行目まですべて</li> <li>・6行目 4文字目から末尾まで</li> </ul>

19 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目から4行目まですべて</li> <li>・5行目7文字目から9文字目まで</li> <li>・7行目すべて</li> <li>・最終行から数えて6行目すべて</li> </ul>
19 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目22文字目から25文字目まで</li> </ul>
21 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3行目1文字目から10文字目まで</li> <li>・3行目12文字目から4行目末尾まで</li> </ul>
23 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて6行目8文字目から11文字目まで</li> <li>・最終行から数えて3行目22文字目から25文字目まで</li> <li>・最終行から数えて2行目15文字目から末尾まで</li> </ul>
23 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目すべて</li> <li>・最終行から数えて1行目6文字目から8文字目まで</li> </ul>
27 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8行目5文字目から10文字目まで</li> <li>・8行目14文字目から18文字目まで</li> <li>・11行目から13行目まですべて</li> <li>・14行目7文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
27 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目から2行目まですべて (1行目上部の記号は行数に数えない。1行目と2行目の行間の記載は行数及び文字数に数えない)</li> <li>・3行目6文字目から9文字目まで</li> <li>・4行目1文字目から5行目6文字目まで</li> <li>・5行目12文字目から6行目末尾まで</li> <li>・7行目17文字目から20文字目まで</li> <li>・10行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・15行目8文字目から11文字目まで</li> <li>・19行目から最終行まですべて</li> </ul>
29 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目から5行目まですべて</li> <li>・7行目1文字目から11行目6文字目まで</li> <li>・11行目13文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
29 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目から9行目まですべて</li> <li>・10行目14文字目から15文字目まで</li> <li>・13行目3文字目から4文字目まで</li> <li>・16行目1文字目から10文字目まで</li> <li>・16行目19文字目から17行目29文字目まで</li> <li>・18行目から1文字目から21行目7文字目まで</li> <li>・21行目10文字目から25行目5文字目まで</li> <li>・25行目8文字目から末尾まで</li> </ul>
31 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目すべて</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目 16文字目から末尾まで</li> <li>・3行目 9文字目から末尾まで</li> <li>・4行目 5文字目から6文字目まで</li> <li>・5行目すべて</li> <li>・6行目 8文字目から末尾まで</li> <li>・8行目すべて</li> <li>・15行目から16行目まですべて</li> <li>・17行目 11文字目から末尾まで</li> </ul>
31 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて7行目すべて</li> </ul>
33 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4行目 1文字目から2文字目まで</li> <li>・最終行から数えて6行目 7文字目から8文字目まで</li> </ul>
33 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から2文字目まで</li> <li>・4行目 4文字目から5文字目まで</li> <li>・5行目 1文字目から2文字目まで</li> </ul>
35 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8行目 1文字目から2文字目まで</li> <li>・最終行から数えて5行目 1文字目から2文字目まで</li> <li>・最終行から数えて3行目から2行目まですべて</li> <li>・最終行 2文字目から末尾まで</li> </ul>
35 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目 7文字目から19文字目まで</li> <li>・2行目 22文字目から3行目 14文字目まで</li> <li>・3行目 17文字目から18文字目まで</li> <li>・3行目 25文字目から4行目末尾まで</li> <li>・5行目 6文字目から22文字目まで</li> <li>・6行目から8行目まですべて (5行目から6行目の行間の記載は5行目に含むものとし、行数に数えない)</li> <li>・9行目 2文字目から10行目末尾まで</li> <li>・11行目 3文字目から10文字目まで</li> <li>・11行目 13文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
37 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から2行目 3文字目まで</li> <li>・2行目 7文字目から3行目末尾まで</li> <li>・4行目 3文字目から末尾まで</li> <li>・5行目 3文字目から末尾まで</li> <li>・最終行から数えて9行目から8行目まですべて</li> <li>・最終行から数えて7行目 2文字目から6行目末尾まで</li> </ul>
39 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3行目 1文字目から2文字目まで (左側の記号は文字数に数えない。2行目から4行目付近右側の記載は行数及び文字数に数えない)</li> <li>・5行目 3文字目から4文字目まで (左側の記号は文字数に数えない)</li> </ul>



	<p>ない。中央の記載から1文字目と数える)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6行目1文字目から2文字目まで(中央の記載と右側の記載を併せて6行目と数える)</li> <li>・7行目1文字目から末尾まで</li> </ul>
41 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目8文字目から末尾まで</li> <li>・4行目1文字目から2文字目まで</li> <li>・9行目1文字目から2文字目まで</li> <li>・13行目10文字目から11文字目まで</li> <li>・13行目13文字目から15文字目まで</li> <li>・13行目18文字目から末尾まで</li> <li>・最終行から数えて4行目2文字目から4文字目まで(最終行から数えて1行目記号下部の記載は1行目に含むものとし、行数に数えない)</li> <li>・最終行から数えて4行目7文字目から末尾まで</li> <li>・最終行から数えて3行目2文字目から4文字目まで</li> <li>・最終行から数えて3行目7文字目から12文字目まで</li> </ul>
43 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6行目1文字目から2文字目まで(中央の記載と右側の記載を併せて6行目と数える)</li> <li>・9行目8文字目から9文字目まで</li> </ul>
43 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目から3行目まですべて</li> </ul>
47 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4行目2文字目から3文字目まで(左側の記号を含めて文字数に数える。4行目付近左側の縦書きの記載は行数及び文字数に数えない)</li> <li>・4行目付近左側の縦書きの記載すべて</li> </ul>
53 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目1文字目から8文字目まで</li> <li>・1行目11文字目から2行目3文字目まで</li> <li>・2行目11文字目から3行目末尾まで</li> </ul>
55 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4行目から5行目まですべて</li> </ul>
57 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて3行目1文字目から9文字目まで</li> <li>・最終行から数えて2行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・最終行から数えて2行目13文字目から末尾まで</li> <li>・最終行8文字目から10文字目まで</li> </ul>
59 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて8行目17文字目から19文字目まで</li> </ul>
61 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目1文字目から2行目4文字目まで</li> <li>・3行目1文字目から2文字目まで</li> </ul>
63 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて8行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・最終行から数えて2行目23文字目から28文字目まで</li> </ul>
63 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6行目すべて</li> </ul>

	65 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4行目1文字目から5文字目まで</li> </ul>
	69 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて5行目1文字目から16文字目まで</li> <li>・最終行から数えて5行目19文字目から末尾まで</li> <li>・最終行から数えて3行目すべて</li> </ul>
	71 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8行目7文字目から8文字目まで(6行目と7行目の行間の記載は行数に数えない)</li> <li>・15行目1文字目から2文字目まで</li> </ul>
	71 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・2行目6文字目から10文字目まで</li> <li>・3行目すべて</li> <li>・10行目1文字目から2文字目まで</li> <li>・14行目1文字目から2文字目まで</li> <li>・14行目から15行目付近右側2行の記載すべて</li> </ul>
	73 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5行目1文字目から8文字目まで</li> <li>・5行目12文字目から7行目末尾まで(4行目と5行目の行間の記載は行数及び文字数に数えない)</li> <li>・9行目すべて</li> <li>・16行目12文字目から末尾まで</li> </ul>
	73 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4行目1文字目から9文字目まで(2文字目直後の記載は文字数に数えない)</li> <li>・5行目3文字目から末尾まで</li> <li>・10行目1文字目から18文字目まで</li> </ul>
	75 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・5行目すべて</li> <li>・15行目5文字目から末尾まで</li> </ul>
	75 (右)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7行目1文字目から7文字目まで</li> <li>・7行目10文字目から13文字目まで</li> <li>・8行目すべて</li> </ul>
	91 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて2行目すべて</li> </ul>
対象文書50番 (1冊目)	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3行目1文字目から7文字目まで</li> <li>・3行目10文字目から4行目末尾まで</li> <li>・8行目1文字目から13文字目まで</li> <li>・9行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・9行目6文字目から10行目5文字目まで</li> <li>・10行目23文字目から15行目20文字目まで</li> <li>・17行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・17行目6文字目から8文字目まで</li> <li>・18行目1文字目から11文字目まで</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・18行目 19文字目から 20文字目まで</li> </ul>
4		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目 8文字目から 10文字目まで</li> <li>・2行目 13文字目から 3行目末尾まで</li> </ul>
5		<ul style="list-style-type: none"> <li>・3行目から 7行目まですべて</li> <li>・9行目 1文字目から 3文字目まで</li> <li>・9行目 6文字目から末尾まで</li> <li>・10行目 4文字目から 5文字目まで</li> <li>・10行目 12文字目から 14文字目まで</li> <li>・10行目 17文字目から 11行目 2文字目まで</li> <li>・12行目 25文字目から 26文字目まで</li> </ul>
8		<ul style="list-style-type: none"> <li>・9行目 11文字目から 15文字目まで</li> <li>・12行目 1文字目から 2文字目まで</li> <li>・13行目 7文字目から 14行目 2文字目まで</li> <li>・16行目 12文字目から末尾まで</li> <li>・17行目 10文字目から 14文字目まで</li> </ul>
9		<ul style="list-style-type: none"> <li>・5行目 1文字目から 6文字目まで</li> <li>・13行目 8文字目から 9文字目まで（左側の記載と中央の記載を併せて12行目と数える。13行目は中央の記載から1文字目と数える）</li> <li>・15行目 1文字目から 10文字目まで</li> </ul>
10		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 3文字目から 4文字目まで</li> <li>・3行目 10文字目から 13文字目まで</li> <li>・11行目 1文字目から 7文字目まで</li> <li>・14行目 1文字目から 2文字目まで</li> <li>・15行目 1文字目から 5文字目まで</li> </ul>
11		<ul style="list-style-type: none"> <li>・7行目すべて（1行目上部の記載は行数に数えない）</li> <li>・最終行から数えて2行目から最終行まですべて</li> </ul>
12		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目から 2行目まですべて</li> <li>・8行目 1文字目から 13行目 6文字目まで</li> </ul>
13		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目すべて（右側の記載を2行目と数える）</li> <li>・3行目 1文字目から 4行目 6文字目まで</li> <li>・9行目 1文字目から 15文字目まで</li> <li>・9行目 18文字目から 10行目末尾まで</li> <li>・ページ下部右側の記載のうち、最終行から数えて3行目から最終行まですべて</li> </ul>
18		<ul style="list-style-type: none"> <li>・8行目 1文字目から 13文字目まで</li> <li>・10行目 6文字目から 9文字目まで</li> <li>・12行目 3文字目から 4文字目まで</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15 行目 1 文字目から 16 行目 5 文字目まで</li> <li>・ 20 行目 5 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 行目から 5 行目まですべて</li> <li>・ 6 行目 4 文字目から末尾まで</li> </ul>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目から 4 行目まですべて</li> <li>・ 5 行目 7 文字目から 9 文字目まで</li> <li>・ 7 行目すべて</li> <li>・ 最終行から数えて 6 行目すべて</li> </ul>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目 22 文字目から 25 文字目まで</li> </ul>
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 行目 1 文字目から 10 文字目まで</li> <li>・ 3 行目 12 文字目から 4 行目末尾まで</li> </ul>
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終行から数えて 6 行目 8 文字目から 11 文字目まで</li> <li>・ 最終行から数えて 3 行目 22 文字目から 25 文字目まで</li> <li>・ 最終行から数えて 2 行目 15 文字目から末尾まで</li> </ul>
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目すべて</li> <li>・ 最終行から数えて 1 行目 6 文字目から 8 文字目まで</li> </ul>
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 行目 5 文字目から 10 文字目まで</li> <li>・ 8 行目 14 文字目から 18 文字目まで</li> <li>・ 11 行目から 13 行目まですべて</li> <li>・ 14 行目 7 文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目から 2 行目まですべて (1 行目上部の記号は行数に数えない。1 行目と 2 行目の行間の記載は行数及び文字数に数えない)</li> <li>・ 3 行目 6 文字目から 9 文字目まで</li> <li>・ 4 行目 1 文字目から 5 行目 6 文字目まで</li> <li>・ 5 行目 12 文字目から 6 行目末尾まで</li> <li>・ 7 行目 17 文字目から 20 文字目まで</li> <li>・ 10 行目 1 文字目から 4 文字目まで</li> <li>・ 15 行目 8 文字目から 11 文字目まで</li> <li>・ 19 行目から最終行まですべて</li> </ul>
32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目から 5 行目まですべて</li> <li>・ 7 行目 1 文字目から 11 行目 6 文字目まで</li> <li>・ 11 行目 13 文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目から 9 行目まですべて</li> <li>・ 10 行目 14 文字目から 15 文字目まで</li> <li>・ 13 行目 3 文字目から 4 文字目まで</li> <li>・ 16 行目 1 文字目から 10 文字目まで</li> <li>・ 16 行目 19 文字目から 17 行目 29 文字目まで</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18 行目から 1 文字目から 21 行目 7 文字目まで</li> <li>・ 21 行目 10 文字目から 25 行目 5 文字目まで</li> <li>・ 25 行目 8 文字目から末尾まで</li> </ul>
34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目すべて</li> <li>・ 2 行目 16 文字目から末尾まで</li> <li>・ 3 行目 9 文字目から末尾まで</li> <li>・ 4 行目 5 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 5 行目すべて</li> <li>・ 6 行目 8 文字目から末尾まで</li> <li>・ 8 行目すべて</li> <li>・ 15 行目から 16 行目まですべて</li> <li>・ 17 行目 11 文字目から末尾まで</li> </ul>
35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終行から数えて 7 行目すべて</li> </ul>
36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 行目 1 文字目から 2 文字目まで</li> <li>・ 最終行から数えて 6 行目 7 文字目から 8 文字目まで</li> </ul>
37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目 1 文字目から 2 文字目まで</li> <li>・ 4 行目 4 文字目から 5 文字目まで</li> <li>・ 5 行目 1 文字目から 2 文字目まで</li> </ul>
38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 行目 1 文字目から 2 文字目まで</li> <li>・ 最終行から数えて 5 行目 1 文字目から 2 文字目まで</li> <li>・ 最終行から数えて 3 行目から 2 行目まですべて</li> <li>・ 最終行 2 文字目から末尾まで</li> </ul>
39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 行目 7 文字目から 19 文字目まで</li> <li>・ 2 行目 22 文字目から 3 行目 14 文字目まで</li> <li>・ 3 行目 17 文字目から 18 文字目まで</li> <li>・ 3 行目 25 文字目から 4 行目末尾まで</li> <li>・ 5 行目 6 文字目から 22 文字目まで</li> <li>・ 6 行目から 8 行目まですべて (5 行目から 6 行目の行間の記載は 5 行目に含むものとし、行数に数えない)</li> <li>・ 9 行目 2 文字目から 10 行目末尾まで</li> <li>・ 11 行目 3 文字目から 10 文字目まで</li> <li>・ 11 行目 13 文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目 1 文字目から 2 行目 3 文字目まで</li> <li>・ 2 行目 7 文字目から 3 行目末尾まで</li> <li>・ 4 行目 3 文字目から末尾まで</li> <li>・ 5 行目 3 文字目から末尾まで</li> <li>・ 最終行から数えて 9 行目から 8 行目まですべて</li> <li>・ 最終行から数えて 7 行目 2 文字目から 6 行目末尾まで</li> </ul>

	42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3行目 1文字目から 2文字目まで (左側の記号は文字数に数えない。2行目から 4行目付近右側の記載は行数及び文字数に数えない)</li> <li>・5行目 3文字目から 4文字目まで (左側の記号は文字数に数えない。中央の記載から 1文字目と数える)</li> <li>・6行目 1文字目から 2文字目まで (中央の記載と右側の記載を併せて 6行目と数える)</li> <li>・7行目 1文字目から末尾まで</li> </ul>
	44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目 8文字目から末尾まで</li> <li>・4行目 1文字目から 2文字目まで</li> <li>・9行目 1文字目から 2文字目まで</li> <li>・13行目 10文字目から 11文字目まで</li> <li>・13行目 13文字目から 15文字目まで</li> <li>・13行目 18文字目から末尾まで</li> <li>・最終行から数えて 4行目 2文字目から 4文字目まで (最終行から数えて 1行目記号下部の記載は 1行目に含むものとし、行数に数えない)</li> <li>・最終行から数えて 4行目 7文字目から末尾まで</li> <li>・最終行から数えて 3行目 2文字目から 4文字目まで</li> <li>・最終行から数えて 3行目 7文字目から 12文字目まで</li> </ul>
	46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6行目 1文字目から 2文字目まで (中央の記載と右側の記載を併せて 6行目と数える)</li> <li>・9行目 8文字目から 9文字目まで</li> </ul>
	47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目から 3行目まですべて</li> </ul>
	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4行目 2文字目から 3文字目まで (左側の記号を含めて文字数に数える。4行目付近左側の縦書きの記載は行数及び文字数に数えない)</li> <li>・4行目付近左側の縦書きの記載すべて</li> </ul>
	56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から 8文字目まで</li> <li>・1行目 11文字目から 2行目 3文字目まで</li> <li>・2行目 11文字目から 3行目末尾まで</li> </ul>
	58	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4行目から 5行目まですべて</li> </ul>
	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて 3行目 1文字目から 9文字目まで</li> <li>・最終行から数えて 2行目 1文字目から 3文字目まで</li> <li>・最終行から数えて 2行目 13文字目から末尾まで</li> <li>・最終行 8文字目から 10文字目まで</li> </ul>
	62	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて 8行目 17文字目から 19文字目まで</li> </ul>
(2冊目)	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目から 2行目まですべて</li> </ul>

		・最終行から数えて3行目すべて
	9	・1行目1文字目から2文字目まで
	10	・最終行から数えて3行目1文字目から2文字目まで
	11	・1行目1文字目から2行目4文字目まで ・3行目1文字目から2文字目まで
	12	・最終行から数えて8行目1文字目から6文字目まで ・最終行から数えて2行目23文字目から28文字目まで
	13	・6行目すべて
	14	・4行目1文字目から5文字目まで
	19	・最終行から数えて5行目1文字目から16文字目まで ・最終行から数えて5行目19文字目から末尾まで ・最終行から数えて3行目すべて
	20	・8行目7文字目から8文字目まで(6行目と7行目の行間の記載は行数に数えない) ・15行目1文字目から2文字目まで
	21	・2行目1文字目から3文字目まで ・2行目6文字目から10文字目まで ・3行目すべて ・10行目1文字目から2文字目まで ・14行目1文字目から2文字目まで ・14行目から15行目付近右側2行の記載すべて
	22	・5行目1文字目から8文字目まで ・5行目12文字目から7行目末尾まで(4行目と5行目の行間の記載は行数及び文字数に数えない) ・9行目すべて ・16行目12文字目から末尾まで
	23	・4行目1文字目から9文字目まで(2文字目直後の記載は文字数に数えない) ・5行目3文字目から末尾まで ・10行目1文字目から18文字目まで
	24	・4行目1文字目から3文字目まで ・5行目すべて ・15行目5文字目から末尾まで
	25	・7行目1文字目から7文字目まで ・7行目10文字目から13文字目まで ・8行目すべて
	40	・最終行から数えて2行目すべて
対象文書51番	6	・14行目すべて

17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて2行目 19文字目から20文字目まで</li> </ul>
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 7文字目から8文字目まで</li> <li>・2行目すべて</li> <li>・3行目 17文字目から4行目 2文字目まで</li> </ul>
33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から5文字目まで</li> </ul>
35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 16文字目から17文字目まで</li> <li>・3行目 13文字目から末尾まで</li> <li>・5行目すべて (左側の記載と中央の記載を併せて4行目と数える)</li> <li>・8行目 1文字目から12行目 5文字目まで</li> <li>・12行目 8文字目から末尾まで</li> <li>・14行目 6文字目から16行目末尾まで</li> <li>・最終行から数えて3行目から2行目まですべて</li> </ul>
36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12行目 4文字目から5文字目まで</li> <li>・16行目 9文字目から17行目 17文字目まで</li> <li>・17行目 20文字目から18行目 2文字目まで</li> <li>・18行目 7文字目から19行目末尾まで</li> <li>・21行目 4文字目から5文字目まで</li> <li>・22行目 1文字目から11文字目まで</li> <li>・23行目すべて</li> </ul>
37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目から4行目まですべて</li> <li>・7行目 4文字目から10行目 17文字目まで</li> <li>・10行目 20文字目から11行目末尾まで</li> <li>・13行目 1文字目から3文字目まで</li> <li>・13行目 6文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 1文字目から4文字目まで</li> <li>・1行目 7文字目から2行目末尾まで</li> </ul>
39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ページ上部右側の記載のうち、1行目から2行目まですべて (1行目から2行目の行間の記号を含む)</li> <li>・7行目 1文字目から10行目 2文字目まで</li> <li>・10行目 6文字目から12行目末尾まで (9行目と10行目の行間の記載は行数及び文字数に数えない)</li> <li>・13行目 4文字目から5文字目まで</li> <li>・14行目すべて (14行目右下の記載は15行目と数える)</li> <li>・16行目 1文字目から25行目 5文字目まで (22行目から23行目付近右側の記載は行数及び文字数に数えない)</li> <li>・25行目 9文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目 4文字目から末尾まで</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・3行目4文字目から末尾まで</li> </ul>
41		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目すべて</li> <li>・3行目1文字目から2文字目まで</li> <li>・5行目1文字目から2文字目まで</li> <li>・5行目6文字目から6行目3文字目まで</li> <li>・7行目9文字目から末尾まで</li> <li>・8行目11文字目から12文字目まで</li> <li>・12行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・12行目9文字目から末尾まで（左側の記載と右側の記載を併せて12行目と数える。4文字目と5文字目の間の記号は文字数に数えない）</li> <li>・13行目13文字目から14行目末尾まで（13行目から14行目の行間の記載のうち、線で囲まれた記載を13行目、それ以外の記載を14行目に含むものとして文字数に数える）</li> <li>・16行目すべて</li> <li>・17行目10文字目から16文字目まで</li> <li>・18行目3文字目から19行目10文字目まで</li> <li>・19行目13文字目から末尾まで</li> <li>・20行目8文字目から10文字目まで</li> <li>・20行目20文字目から22文字目まで（19行目から20行目の行間の記載は20行目に含むものとして文字数に数える）</li> <li>・21行目から最終行まですべて</li> </ul>
62 ページから 63 ページの間に挟まれた B5 サイズの用紙のうち、両面に記載があるもので、19行の記載がある面		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目3文字目から6文字目まで</li> <li>・9行目13文字目から末尾まで</li> <li>・16行目8文字目から9文字目まで</li> <li>・17行目1文字目から18行目7文字目まで</li> </ul>
62 ページから 63 ページの間に挟まれた B5 サイズの用紙のうち、両面に記載あるもので、20行の記載がある面		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目3文字目から末尾まで</li> <li>・2行目11文字目から末尾まで</li> <li>・7行目すべて</li> <li>・9行目8文字目から31文字目まで（8行目右側の記載は手書きで9行目に挿入されているため、9行目に含むものとして文字数に数える）</li> </ul>

対象文書57番	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11行目1文字目から10文字目まで</li> <li>・12行目すべて</li> </ul>
	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下段の回答用紙のうち、4行目1文字目から2文字目まで</li> <li>・下段の回答用紙のうち、4行目20文字目から21文字目まで</li> <li>・下段の回答用紙のうち、6行目3文字目から4文字目まで</li> <li>・下段の回答用紙のうち、7行目11文字目から12文字目まで</li> <li>・下段の回答用紙のうち、8行目9文字目から10文字目まで</li> <li>・下段の回答用紙のうち、8行目18文字目から19文字目まで</li> </ul>
	35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下段の回答用紙のうち、4行目1文字目から2文字目まで</li> </ul>
	69	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上段の回答用紙のうち、最終行から数えて1行目9文字目から13文字目まで</li> </ul>
	73	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4行目から10行目まですべて</li> </ul>
	103	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答用紙のうち、4行目1文字目から2文字目まで</li> </ul>
	131 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目すべて</li> <li>・3行目3文字目から8行目末尾まで(左側の記号を文字数に含むものとして数える)</li> <li>・9行目2文字目から10行目末尾まで</li> <li>・11行目2文字目から12行目末尾まで</li> <li>・13行目2文字目から14行目末尾まで</li> <li>・15行目2文字目から16行目末尾まで</li> <li>・17行目2文字目から18行目末尾まで</li> <li>・19行目2文字目から20行目13文字目まで</li> <li>・20行目17文字目から末尾まで</li> <li>・21行目2文字目から末尾まで</li> </ul>
	141	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目11文字目から12文字目まで</li> </ul>
	143	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3分割されたページの右側の記載のうち、4行目1文字目から3文字目まで(右側の記載を1行目から3行目、左側の記載と右側の記載を併せて4行目と数える)</li> </ul>
	145	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6行目13文字目から17文字目まで(5行目から6行目の行間の記載は手書きで6行目に挿入されているため、6行目に含むものとして文字数に数える)</li> <li>・12行目1文字目から2文字目まで</li> </ul>
	183	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて5行目1文字目から2文字目まで</li> </ul>
	233	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて2行目12文字目から13文字目まで</li> </ul>
	243	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3行目12文字目から13文字目まで</li> </ul>
259	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目4文字目から4行目末尾まで</li> <li>・6行目1文字目から9行目6文字目まで</li> <li>・9行目10文字目から最終行末尾まで</li> </ul>	

261	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目 5 文字目から 2 行目 15 文字目まで</li> <li>・ 2 行目 27 文字目から 30 文字目まで</li> <li>・ 2 行目 33 文字目から末尾まで</li> <li>・ 3 行目 12 文字目から 27 文字目まで</li> <li>・ 3 行目 30 文字目から 8 行目 28 文字目まで</li> <li>・ 8 行目 31 文字目から 9 行目 11 文字目まで</li> <li>・ 9 行目 17 文字目から 11 行目末尾まで</li> </ul>
263	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目 5 文字目から末尾まで</li> <li>・ 5 行目 9 文字目から 15 文字目まで</li> <li>・ 5 行目 25 文字目から 29 文字目まで</li> <li>・ 7 行目 1 文字目から 9 行目 1 文字目まで</li> <li>・ 9 行目 7 文字目から 16 行目末尾まで</li> <li>・ 17 行目 11 文字目から 15 文字目まで</li> <li>・ 18 行目 1 文字目から 17 文字目まで</li> <li>・ 18 行目 22 文字目から 19 行目末尾まで</li> <li>・ 20 行目 17 文字目から 20 文字目まで</li> <li>・ 21 行目 10 文字目から 13 文字目まで</li> <li>・ 25 行目 13 文字目から 16 文字目まで</li> <li>・ 27 行目から最終行まですべて</li> </ul>
265	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目 1 文字目から 25 文字目まで</li> <li>・ 1 行目 28 文字目から 7 行目 7 文字目まで</li> <li>・ 7 行目 14 文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
267	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目から 4 行目まですべて</li> <li>・ 5 行目 8 文字目から 9 文字目まで</li> <li>・ 6 行目 40 文字目から 7 行目 1 文字目まで</li> <li>・ 8 行目 1 文字目から 2 文字目まで</li> <li>・ 9 行目 1 文字目から 10 文字目まで</li> <li>・ 9 行目 19 文字目から 10 行目 19 文字目まで</li> <li>・ 10 行目 22 文字目から 11 行目 1 文字目まで</li> <li>・ 11 行目 10 文字目から 13 行目 7 文字目まで</li> <li>・ 13 行目 10 文字目 14 行目 18 文字目まで</li> <li>・ 14 行目 21 文字目から 31 文字目まで</li> <li>・ 15 行目 1 文字目から 8 文字目まで</li> <li>・ 15 行目 11 文字目から 16 行目 8 文字目まで</li> <li>・ 16 行目 11 文字目から 18 行目 14 文字目まで</li> <li>・ 19 行目 5 文字目から 21 文字目まで</li> <li>・ 19 行目 30 文字目から 20 行目 3 文字目まで</li> <li>・ 20 行目 8 文字目から 11 文字目まで</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21 行目 8 文字目から 28 文字目まで</li> </ul>
269		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目すべて</li> <li>・ 2 行目 5 文字目から 3 行目末尾まで</li> <li>・ 5 行目 1 文字目から 6 行目 28 文字目まで</li> <li>・ 6 行目 31 文字目</li> <li>・ 6 行目 34 文字目から 7 行目末尾まで</li> <li>・ 8 行目 33 文字目から 11 行目 9 文字目まで</li> <li>・ 11 行目 18 文字目から 12 行目末尾まで</li> <li>・ 15 行目 1 文字目から 13 文字目まで</li> <li>・ 15 行目 20 文字目から末尾まで</li> </ul>
271		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目 5 文字目から末尾まで</li> <li>・ 2 行目 11 文字目から 14 文字目まで</li> <li>・ 3 行目 13 文字目から 14 文字目まで</li> <li>・ 6 行目 1 文字目から 2 文字目まで</li> <li>・ 8 行目 10 文字目から 13 文字目まで</li> <li>・ 14 行目 5 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 15 行目 9 文字目から 10 文字目まで</li> <li>・ 16 行目 10 文字目から 11 文字目まで</li> <li>・ 18 行目 3 文字目から末尾まで</li> <li>・ 19 行目 6 文字目から末尾まで</li> <li>・ 20 行目 6 文字目から 22 行目末尾まで</li> <li>・ 23 行目 3 文字目から末尾まで</li> </ul>
273		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目 6 文字目から末尾まで</li> <li>・ 2 行目 9 文字目から 37 文字目まで</li> <li>・ 3 行目 1 文字目から 2 文字目まで</li> <li>・ 3 行目 25 文字目から 26 文字目まで</li> <li>・ 4 行目 4 文字目から 5 文字目まで</li> <li>・ 5 行目 3 文字目から 10 文字目まで</li> <li>・ 5 行目 13 文字目から 19 文字目まで</li> <li>・ 5 行目 22 文字目</li> <li>・ 5 行目 25 文字目から 7 行目末尾まで</li> <li>・ 8 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 8 行目 15 文字目から 11 行目末尾まで</li> <li>・ 12 行目 2 文字目から 18 文字目まで</li> <li>・ 12 行目 20 文字目から 15 行目末尾まで</li> <li>・ 16 行目 3 文字目から 11 文字目まで</li> <li>・ 16 行目 14 文字目から 19 行目末尾まで</li> <li>・ 20 行目 21 文字目から 23 行目 23 文字目まで</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 23 行目 26 文字目から 24 行目 24 文字目まで</li> <li>・ 24 行目 27 文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
275	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目 1 文字目から 3 文字目まで</li> <li>・ 1 行目 6 文字目から 20 文字目まで</li> <li>・ 1 行目 23 文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
277	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目 5 文字目から 2 行目 4 文字目まで</li> <li>・ 2 行目 16 文字目から 26 文字目まで</li> <li>・ 3 行目 8 文字目から 5 行目 20 文字目まで</li> <li>・ 5 行目 37 文字目から 7 行目末尾まで</li> <li>・ 8 行目 3 文字目から 14 文字目まで</li> <li>・ 8 行目 17 文字目から 27 文字目まで</li> <li>・ 8 行目 30 文字目から末尾まで</li> <li>・ 9 行目 5 文字目から末尾まで</li> <li>・ 10 行目 9 文字目から 18 文字目まで</li> <li>・ 11 行目 2 文字目から 9 文字目まで</li> <li>・ 11 行目 12 文字目から最終行末尾まで</li> </ul>
279	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目すべて</li> <li>・ 2 行目 6 文字目から末尾まで</li> <li>・ 4 行目すべて</li> <li>・ 5 行目 12 文字目から 20 文字目まで</li> <li>・ 5 行目 23 文字目から 7 行目 7 文字目まで</li> <li>・ 7 行目 19 文字目から 8 行目 13 文字目まで</li> <li>・ 8 行目 16 文字目から 10 行目末尾まで</li> <li>・ 11 行目 5 文字目から末尾まで</li> <li>・ 12 行目 5 文字目から 13 行目 4 文字目まで</li> <li>・ 13 行目 8 文字目から 16 行目末尾まで</li> </ul>
355	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 行目から 6 行目まですべて</li> <li>・ 10 行目 6 文字目から 7 文字目まで</li> </ul>
361	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 行目 2 文字目から 3 文字目まで</li> </ul>
375	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 行目 15 文字目から 4 行目末尾まで</li> <li>・ 7 行目 1 文字目から 16 文字目まで</li> </ul>
377	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 行目 15 文字目から 4 行目末尾まで</li> <li>・ 7 行目 1 文字目から 16 文字目まで</li> <li>・ 回答用紙のうち、5 行目 5 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>
379	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回答用紙のうち、5 行目 17 文字目から 21 文字目まで</li> <li>・ 回答用紙のうち、10 行目 11 文字目から 15 文字目まで</li> </ul>
381	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 行目 18 文字目から 23 文字目まで</li> </ul>
411	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回答用紙のうち、4 行目 1 文字目から 2 文字目まで</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答用紙のうち、4行目 20文字目から 21文字目まで</li> <li>・回答用紙のうち、6行目 3文字目から 4文字目まで</li> <li>・回答用紙のうち、7行目 11文字目から 12文字目まで</li> <li>・回答用紙のうち、8行目 9文字目から 10文字目まで</li> <li>・回答用紙のうち、8行目 18文字目から 19文字目まで</li> </ul>
431	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答用紙のうち、4行目 1文字目から 2文字目まで</li> </ul>
459	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11行目 1文字目から 10文字目まで</li> <li>・12行目すべて</li> </ul>
505	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答用紙のうち、最終行から数えて1行目 9文字目から 13文字目まで</li> </ul>
513	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4行目から 10行目まですべて</li> </ul>
518	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて3行目すべて</li> </ul>
534	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目 5文字目から 17文字目まで</li> </ul>
540	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4行目 1文字目から 23文字目まで</li> <li>・11行目 20文字目から 21文字目まで</li> <li>・14行目 8文字目から末尾まで</li> </ul>
595	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終行から数えて5行目 1文字目から 2文字目まで</li> </ul>
601	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目 11文字目から 12文字目まで</li> </ul>
603	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3分割されたページの右側の記載のうち、4行目 1文字目から 3文字目まで (右側の記載を1行目から3行目、左側の記載と右側の記載を併せて4行目と数える)</li> </ul>
605	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6行目 13文字目から 17文字目まで (5行目から6行目の行間の記載は手書きで6行目に挿入されているため、6行目に含むものとして文字数に数える)</li> <li>・12行目 1文字目から 2文字目まで</li> </ul>
621 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目すべて</li> <li>・3行目 3文字目から 8行目末尾まで (記号を文字数に含むものとして数える)</li> <li>・9行目 2文字目から 10行目末尾まで</li> <li>・11行目 2文字目から 12行目末尾まで</li> <li>・13行目 2文字目から 14行目末尾まで</li> <li>・15行目 2文字目から 16行目末尾まで</li> <li>・17行目 2文字目から 18行目末尾まで</li> <li>・19行目 2文字目から 20行目 13文字目まで</li> <li>・20行目 17文字目から末尾まで</li> <li>・21行目 2文字目から末尾まで</li> </ul>
633 (左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答用紙のうち、4行目 1文字目から 2文字目まで</li> </ul>

※ページ数は、独立した表紙があるものについては、表紙を1ページ目として数えるものとする。

裏表紙についても同様とする。また、文字の記載の有無に関わらず、表面を1ページとし、裏面を2ページと数えるものとする。

※行数は、罫線の有無に関わらず、文字の記載がある行のみを数えるものとする。なお、ノートのコピー等、1ページのうち左右に分かれて記載されているものについては、それぞれ数えるものとする。

※文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。なお、ノートのコピー等、1ページのうち左右に分かれて記載されているものについては、それぞれ左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。その他の記号についても同様とする。ただし、不鮮明なものについては数えない。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり、調査審議を行った。

1	平成28年5月13日	行政文書公開等決定不服申立事案諮問書を受理
2	同年6月28日	実施機関から請求拒否理由説明書を收受
3	同年7月6日	実施機関からの説明の聴取と審議
4	同月28日	異議申立人から意見書及び資料を收受
5	同年8月9日	実施機関からの説明の聴取と審議
6	同月25日	実施機関からの説明の聴取と審議
7	同年9月28日	実施機関からの説明の聴取と審議
8	同年10月19日	実施機関からの説明の聴取と審議
9	同年11月29日	実施機関からの説明の聴取と審議
10	同年12月21日	実施機関からの説明の聴取と審議
11	平成29年1月31日	実施機関からの説明の聴取と審議
12	同年3月21日	実施機関からの説明の聴取と審議
13	同年5月10日	実施機関からの説明の聴取と審議
14	同年8月22日	実施機関からの説明の聴取と審議
15	同年10月18日	実施機関からの説明の聴取と審議
16	同年11月29日	実施機関からの説明の聴取と審議
17	平成30年1月10日	実施機関からの説明の聴取と審議
18	同年2月16日	実施機関からの説明の聴取と審議
19	同年4月4日	実施機関からの説明の聴取と審議
20	同年5月23日	実施機関からの説明の聴取と審議

21	同年7月12日	実施機関からの説明の聴取と審議
22	同年8月10日	実施機関からの説明の聴取と審議
23	同年9月26日	実施機関からの説明の聴取と審議
24	同年11月12日	実施機関からの説明の聴取と審議
25	同年12月25日	実施機関からの説明の聴取と審議
26	令和元年8月28日	審議
27	同年11月20日	審議
28	令和2年2月5日	審議
29	同年7月30日	審議
30	同年8月20日	審議
31	同月28日	審議
32	同年12月25日	審議
33	令和3年3月17日	審議
34	同年4月30日	異議申立人から本件異議申立手続に関する一切の件に係る委任状を收受
35	同年4月30日	異議申立人代理人から意見書を收受
36	同年5月20日	実施機関から諮問の一部取り下げ書を受理
37	同年6月9日	審議
38	同月25日	審議
39	同年7月9日	答申

令和3年7月9日

橿原市行政不服審査会 第一部会

部会長 小林 直樹

委員 奥野 恒久

委員 中西 眞介

委員 山田 磯子